

介護サービス事業所に係る指定事務手数料

愛知県では、介護サービス事業者の新規指定（許可）及び、指定（許可）の更新の申請に対する審査について、応益負担の観点から、平成29年4月1日以降、すべての介護サービス事業所について、手数料を徴収しています。

申請事業者は、愛知県収入証紙により、手数料を納付することが必要となります。

○ 手数料の額（それぞれ1件につき）

サービス種別	指定（開設許可）申請手数料	更新申請手数料
居宅サービス	30,000円	10,000円
介護予防サービス		
介護老人福祉施設	45,000円	
介護老人保健施設	67,000円	
介護医療院	67,000円	
介護療養型医療施設	—	

※介護老人保健施設及び介護医療院の変更許可に係る申請（構造変更に係る変更に限る）については、1件につき35,000円

※同種の居宅サービスと介護予防サービスを同時に申請する場合は、介護予防サービスに係る手数料は免除する。

※空床型の短期入所生活介護に係る申請については徴収しない。

※医療みなし、施設みなし事業所に係る申請については徴収しない。

※この手数料は、申請の審査のための手数料であるため、審査の結果、新規指定、指定更新等ができない場合でも手数料は、返還しない。

○ 手数料の徴収例

（例1）

	●新規申請	●更新申請
介護老人福祉施設	45,000	10,000
短期入所生活介護（居宅a）	30,000	10,000
介護予防短期入所生活介護（介護予防a）	短期入所生活介護と同時申請につき免除	短期入所生活介護と同時申請につき免除
通所介護（居宅b）	30,000	10,000
	計105,000円	計30,000円

（例2）

	●新規申請	●更新申請
通所リハビリテーション（居宅c）	30,000	10,000
介護予防通所リハビリテーション（介護予防c）	通所リハビリテーションと同時申請につき免除	通所リハビリテーションと同時申請につき免除
訪問看護（居宅d）	30,000	10,000
介護予防訪問看護（介護予防d）	訪問看護と同時申請につき免除	訪問看護と同時申請につき免除
	計60,000円	計20,000円

○ 対象

平成29年4月1日以降の指定申請及び更新申請受付分から。